

リサイクルシステム及び環境規制に係る行政機構

1) 行政機構概観

中華人民共和国（以下、中国）の国家機構は、憲法に基づいて、中国の顔となる国家主席、日本の国会に相当する立法府の全国人民代表大会（全人代）、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院からなる。全人代を除く5つの機関は全人代によって選出され、全人代とその常務委員会に対し責任を負っている。

図1 中国の国家機構

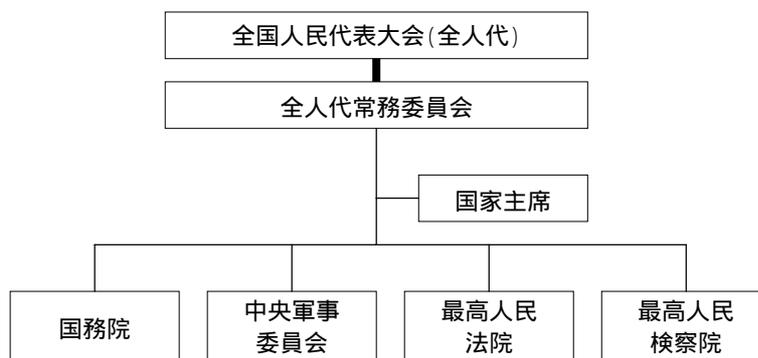


表1 国家機関の概要

<p>全人代</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国の最高権力機関 • 省、自治区、直轄市、特別行政区、軍隊より選出された代表（任期5年）から構成 • 年1回開催 • 常設機関：全人代常務委員会。 • 職権： <ul style="list-style-type: none"> ①立法権：憲法改正、基本的法律の制定・改正 ②任免権：最高国家機関構成員・指導者の選出・決定・罷免 全人代常務委員会構成員 国家主席(胡錦涛)・副主席(曾慶紅) 国務院総理(温家宝)・副総理(黄 菊、呉 儀、曾培炎、回良玉)・国務委員(4人) 国務院の各部長・各委員会主任・会計検査長・秘書長 中央軍事委員会主席(江沢民)・その他構成員 最高人民検察院檢察長 ③国の重大事項に対する決定権 国民経済・社会発展計画の執行状況の報告の審査・承認 国家予算の執行状況の報告の審査・承認 省・自治区・直轄市設置認可、特別行政区の設置 戦争と平和問題に関する決定 ④その他の最高国家機関に対する監督権 • 全人代常務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 全人代の閉会期間に最高国家権力と国家立法権を行使する。 構成：委員長(呉邦国)、副委員長、秘書長、委員。 国家行政機関等の職務を担当できない。 憲法の解釈、全人代の制定した法律以外の法律の制定・改正 法律の解釈権 全人代の常設活動機関として各専門委員会があり、全人代常務委の指導を受ける。
------------	---

	環境・資源保護の専門委員会も含まれている。
国家主席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国の国家元首、中国の対内・対外の最高代表 ・ 国家主席は独立した国家機関 ・ 任期5年 ・ 職権：①法律公布（法律否決権はない） ②命令発布：全人代（常務委）の決定に基づいて任命 特赦令、戒厳令、戦争状態の宣言、動員令の発布 ③全人代常務委の決定に基づいて外国駐在の全権代表の派遣、召還 ④全人代常務委の決定に基づいて条約・協定の批准・破棄
国務院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央人民政府 ・ 最高国家権力機関の執行機関（最高国家行政機関） ・ 構成：総理、副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、会計検査長、秘書長 総理は国家主席が指名し、全人代の決定を経て、国家主席が任免する。 国務院のその他構成員は総理が指名し、全人代（常務委）の決定を経て、国家主席が任免する。任期5年。

2) 中央政府機構

1980年代より3度に渡って機構改革が行われたが、市場経済体制の枠組みが整いはじめ、企業経営方式の変化、経済の国際化の合わせて4度目の改革が1998年に行われた。国務院関係では、国務院弁公庁以外の部・委員会機構を40から29に削減し、司・局レベルの組織については、200あまりを整理し、全体として機関数を1/4に削減した。スタッフも半減されて約17,000名になった。

昨年3月の5度目の改革では、国際競争力の強化、国有企業改革の推進、金融機関の管理強化のために、経済関係部門を中心に、28の政府機構に再編された。なお、この改革により、従前の国家経済貿易委員会（以下、経貿委と称す）は、次のように3つに分かれた。

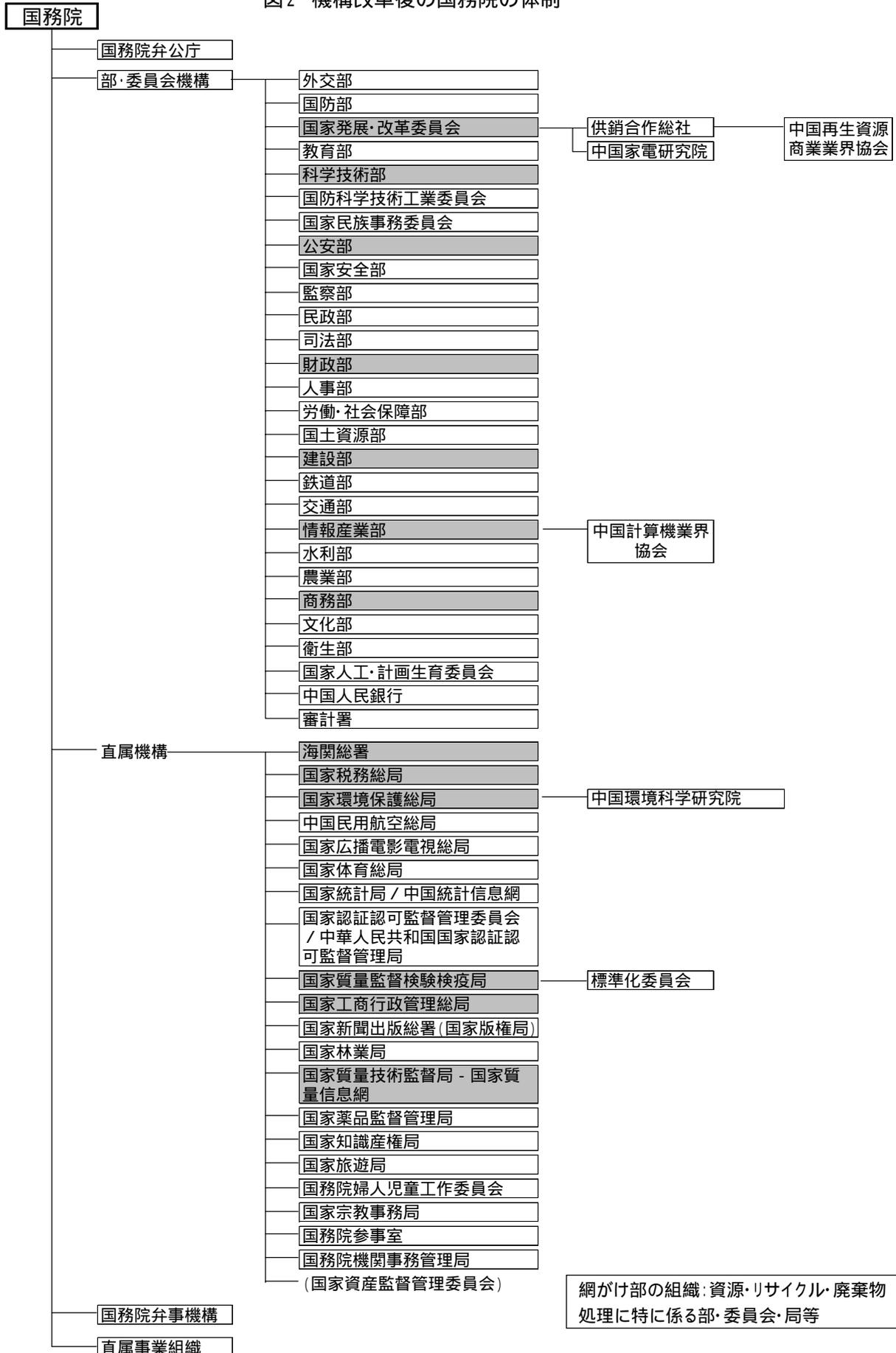
まず、従前の国家発展・計画委員会が、経貿委の一部を取り込んで、「国家発展・改革委員会」が設置された。当委員会は、長期経済計画、財政金融政策への参画、産業構造調整、環境保護、中小企業振興、雇用対策と極めて広い分野を担当しているが、機能的にみれば、経済と社会発展政策の総合的策定、総体経済体制改革を指導するマクロ的な調整となっている。これは、今まで何でも管理する政府から限られた権限をもつ“小さい政府”への転換に意味する。

また、経貿委の一部門である国内取引管理部門と、対外貿易経済合作部が統合して「商務部」が設置された。商務部は、国内外貿易業務の発展及びWTO加盟後の需要に適応し、健全、統一、開放、競争かつ秩序をもつ市場システムを形成させる役目を持つ。主に中国国内外の貿易及び国際経済協力を担当することになる。商務部の設立は、中国の国内外貿易の分割管理、国内外市場の分割及び輸入輸出の割当額管理体制の終焉に意味すると考えられる。

経貿委の中の国有企業の再編・吸収合併・破綻の管理担当部門、財政部の国有企業の収益、財産権の管理担当部門に加えて、国家発展・計画委員会、人事部、労働・社会保障部などの部・委、さらに共産党の中央組織部と中央企業工作委員会（経営者の人事権を持つ）に分散していた国有資産の管理機能を一元化するために、「国有資産監督管理委員会」が設置された。これまでの改革でも、国有企業の経営改善が進展しなかったために、今後、当委員会のもとで、売却・解体・統合を含めた一段と進んだ改革がなされることになった。

図2に改革後の国務院の体制を示した。部・委員会の下部組織は、廃棄物・リサイクル等に係る主な部署のみを記載したものである。

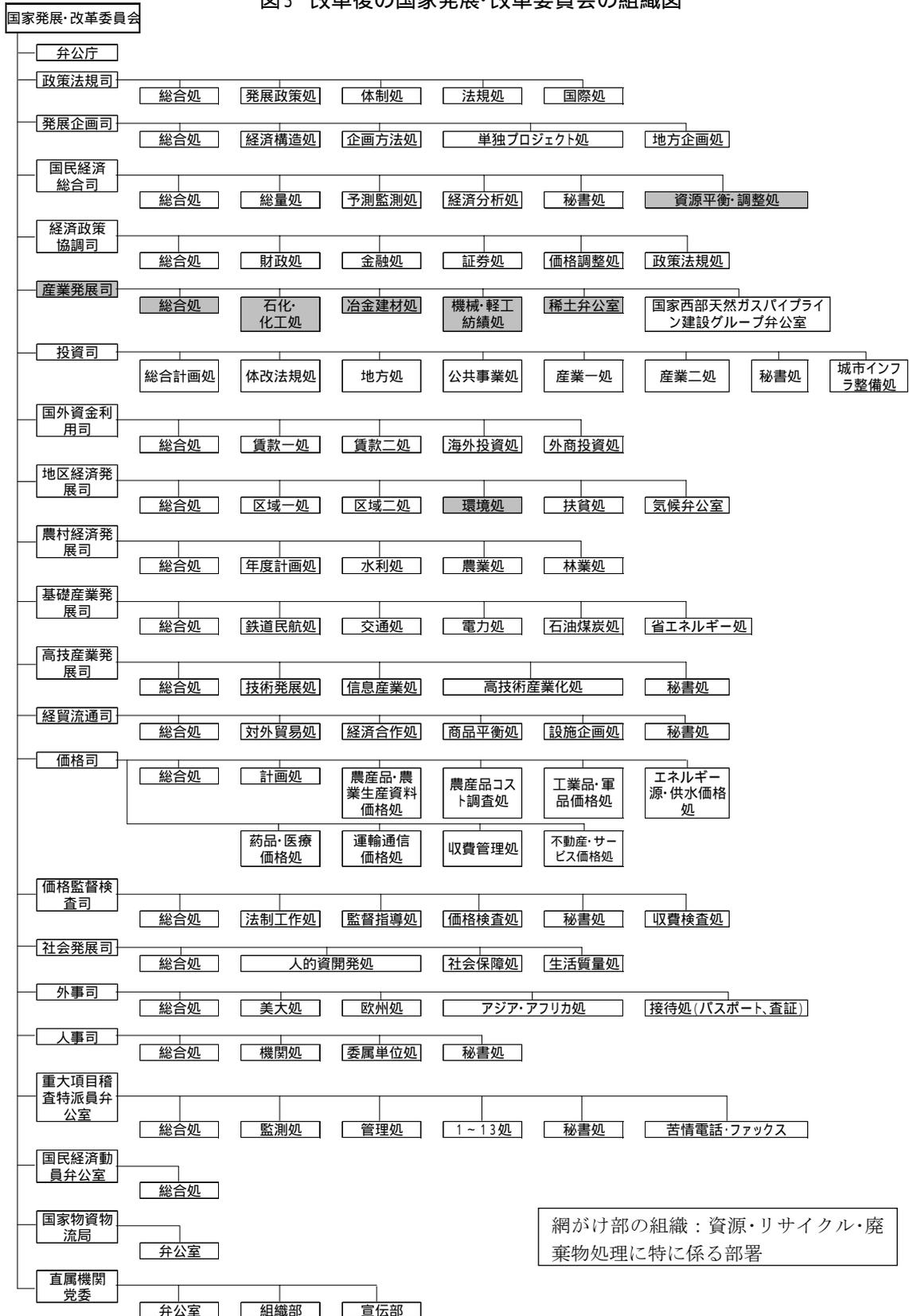
図2 機構改革後の国務院の体制



3) 国家発展・改革委員会

2003年3月の機構改革によって、図3に示す組織になった。廃棄物・リサイクルに係る部署は、国民経済総司の資源平衡・調整処、産業発展司全体、地区経済発展司の中に環境処とみられる。

図3 改革後の国家発展・改革委員会の組織図



国家発展・改革委員会は、経済と社会発展全般に渡る総合的政策、またそのための経済体制の改革を指導するという立場にあり、組織的にみても、従前の国务院を小さくしたような絶大な権力をカバーする極めて有力な機関である。

特に中・長期的観点から経済全体をマクロ・コントロールするために、重要なインフラ、資源、基礎産業、ハイテクを含む産業全体、また地域社会開発、価格政策、貿易流通、そして環境保護政策、外事関係まで広範囲にわたっている。

4) 国家環境保護総局

国家環境保護総局の主要な役割を表2に示した。このうち廃棄物行政に係る主要部署は、汚染控制司の固形廃棄物・有毒物質管理处である。汚染物質排出料金を担当する監督管理司も廃棄物行政に係っている。

表2 国家環境保護総局の内部組織 (網かけ部：廃棄物・リサイクルに特に係りの深い部署・役割)

名称	役割
弁公庁 (宣伝教育司) Administrative Office (Dep. of Education and Communications) 処 総局長室 秘書処 総務処 文書管理处 放射能環境管理・緊急事態対応処 教育・広報処	<ul style="list-style-type: none"> 局内業務の統合・協調における局長・副局長の援助 内密情報の収集・文書化 人民からの書簡・訪問者の対応及び苦情処理 重大な環境汚染事故及び省間環境紛争に関する調整処理・広報 環境教育・宣伝広報・公表の計画の策定・履行及び公的機関及びNGOの参加促進 環境保護活動の表彰及び国際環境賞への推薦
規劃・財務司 (Dep. of Planning and Finance) 処 総務処 計画・統計処 投資・財務処	<ul style="list-style-type: none"> 国家環境保護計画の策定 環境に係る統計、情報収集及び関連規則の策定 都市総合計画の中の環境保護内容の審査 全国汚染物質排出量抑制管理の国家計画及び中国世紀グリーンプロジェクト計画の策定及び履行の編成 中央政府助成環境保護項目の審査 国家環境状況公報の発行 重点都市・流域の環境状況を定期的な公表 国家持続可能な発展大綱策定への参画
政策法規司 (Dep. of Policies, Laws and Regulations) 処 政策調査処 立法処 施行・監督処	<ul style="list-style-type: none"> 国家環境保護政策、法規の制定及び行政規章の制定 重要な経済・技術政策、発展計画、重要な経済開発計画の環境影響評価の実施 環境行政処分に係る業務 国家環境法律及び種々の地方政府並びに司による法規の施行状況の審査
行政体制・人事司 (Dep. of Human Resources and Institutional Affairs) 処 組織再編成処 人事管理处 能力開発管理处	<ul style="list-style-type: none"> 総局の組織編成・人事管理 全国環境保護行政表彰の展開 国家環境システムの行政管理体制の改革・標準化の導入
科技標準司 (Dep. of Science, Technology and Standards) 処 科学技術処 環境標準処 技術政策・環境産業処	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護科学技術研究及び技術導入の統合・調整 重要な環境技術及びモデルプロジェクトの編成 環境保護技術研究開発成果の管理 環境保護産業の標準の策定 全国環境管理システム及び環境ラベル認証の管理 環境保護資質認可制度の整備・確立及び環境保護産業の促進
汚染控制司 (Dep. of Pollution Control) 処 総務処	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水、土壌、騒音、固体廃棄物、有害化学物質、自動車排ガスの汚染防止管理に係る法律・法規の施行の制定・推進 汚染物質排出登録報告、汚染物質排出許可、汚染源管理及び標

<p>水質汚濁管理処 大気騒音管理処 固形廃棄物・有毒物質管理処</p>	<p>準適正排出の限度、危険廃棄物取扱営業許可、有毒化学物質輸出入登録並びに行政代執行等の環境管理システムの履行推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境機能化地区の統合 重要河川流域・地域の汚染防止及び管理計画の実行の制度化・監督及び再生原料として使用するための廃棄物の輸出入認可
<p>自然生態保護司 (Dep. of Nature and Ecology Conservation) 処 生態環境管理処 自然保護・種管理処 海洋環境管理処</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然、生態保護に係る法律・法規履行の制定・監督 生物多様性保護計画の策定 国家自然回復計画の推進 新規整備各種国立自然保護区の審査・許可に係る意見の提出 国立自然保護区の監督・管理 自然資源の開発からの環境保護の監督 採掘地域の回復の指導・モニタリング 海洋環境保護管理監督及び沿岸プロジェクト及び土地利用活動に係る管理 バイオテクノロジーの環境安全管理 農業生態保護及び国家生態モデル地域整備・エコ農業の推進
<p>核安全・輻射環境管理司 (国家核安全局) (Dep. of Nuclear Safety and Radioactive Environment Management) (National Nuclear Safety Administration) 処 総務処、原子力処 核反応器処 核物質処 輻射環境管理・緊急対応処 放射性廃棄物管理処</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全、輻射環境、放射性廃棄物の管理の実行並びに関連方針及び法規の制定 原子力及び輻射環境事故への緊急対策への参画 原子力施設の安全管理、電磁輻射、原子力技術応用、放射性鉱産資源の開発利用にともなう汚染防止業務及び包括的監督 核物質管理、原子力設備の安全、関連する国際協定合意の実施
<p>監督管理司 (Dep. of Supervision and Management) 処 開発・建設管理監視処 環境影響評価処 環境実施調査処</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発・建設活動に対する環境影響評価についての環境管理規則、“三同時”及び汚染物質排出料金等の制定・実行 環境モニタリング、及びそのネットワークの管理 異なる地域、流域、部門を含む重大な環境紛争への指導・調整 重大な環境汚染及び生態破壊事故の調査・処理 地方環境と都市環境の包括的改善
<p>国際合作司 (Dep. of International Cooperation) 処 総務処 国際機構処 二国間協調処</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野における国際活動協調への参加 多層環境合意の交渉への参加 多層環境合意に向けた交渉機能並びに国内履行への管理・調整 環境保護システムに関わる国際経済協力の管理 環境分野における越境環境汚染と対外事項の解決 中国UNEP使節ミッションの監督 国際環境機構の中心的活動及び国際環境開発共同中国会議に係る日常業務

国家環境保護総局の「直属事業」（外郭団体であり、財団法人あるいは企業として独立採算制をとっているもの）として、表3に示した組織がある。廃棄物・リサイクルに関しては、特に中国環境科学研究院の重要度が高い。科学院は、中国の重要な研究開発機関として、全国レベルでの環境問題解決、環境戦略などの分野における意思決定に科学的技術的な支援を与えるために、環境科学技術研究開発、環境計画、環境汚染防止管理、環境プロジェクトデザインを担当している。科学院の中に、大気環境科学研究所、水環境科学研究所、固体廃棄物汚染制御技術研究所、環境標準研究所、環境生態科学研究所、環境生物工程実験室、環境浄化材料実験室、さらに、クリーン生産センター、国際合作センターなどを有している

表3 国家環境保護總局の直屬事業単位

国家環境保護總局環境応急事故調査センター 国家環境保護總局機關サービスセンター 国家環境保護總局環境保護对外合作センター 中国環境科学研究院 国家環境保護總局環境計画院 国家環境保護總局環境工程評価院 国家環境保護總局化学品登記センター 中国環境監測總ステーション 中日友好環境保護センター 国家環境保護總局環境經濟政策研究センター 国家環境分析測試センター	国家環境保護總局宣傳教育センター 国家環境保護總局情報センター 中国環境報社 中国環境科学出版社 国家環境保護總局核安全センター 国家環境保護總局南京環境科学研究所 国家環境保護總局華南科学研究所 国家環境保護總局北京会議・訓練センター 国家環境保護總局興城環境管理研究センター 国家環境保護總局北戴河環境技術交流センター
---	--

参考資料 2

中華人民共和国クリーン生産促進法（中国表記：中華人民共和国清潔生産促法）

【発布日】 2001年6月29日

【施行日】 2003年1月1日

【失効日】

【法律分類】 人大法律

【内容分類】

【発布部門】 全国人大常委員会

【内容】

中華人民共和国主席令

第七十二号

《中華人民共和国クリーン生産促進法》は中華人民共和国第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八次会議 2002年6月29日に審議を通過。

2003年1月1日から施行する。

中華人民共和国主席 江沢民

2002年6月29日

中華人民共和国クリーン生産促進法

【2002年6月29日第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八次会議通過】

目次

第一章	総則
第二章	クリーン生産の推進
第三章	クリーン生産の実施
第四章	推進の奨励
第五章	法律の責任
第六章	付則

第一章 総則

第一条 クリーン生産、資源利用効率を高め、汚染物発生量を減少させ、環境の保護と人体の健康をはかり、経済と社会を発展させるために、この法律を制定する。

第二条 本法律におけるクリーン生産とは、クリーンな資源原料、先進技術及び設備を使用し、もともと汚染を減少し、資源利用の効率を高め、製品使用中の汚染減少と汚染物の排出、人類健康の危害と環境の破壊を防ぐための生産をいう。

第三条 中華人民共和国領域内における企業の生産活動部門及び管理活動部門は、この法律の定

めるところにより、規定、組織、クリーン生産に従事する。

第四条 国は、クリーン生産の促進を奨励する。国務院及び県以上の人民政府は、国民経済及び社会発展計画、環境保護、資源利用、産業発展、区域開発等にクリーン生産を組み入れなければならない。

第五条 国務院の経済貿易行政主管部門は、クリーン生産促進について組織化及び全国レベルの調整の責任を負う。国務院の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利と品質技術監督等の行政主管部門は各々の職責に応じて、クリーン生産を促進する。

県以上の地方人民政府は、指導によって、この行政区内のクリーン生産の責任を負う。県以上の地方人民政府の経済貿易行政主管部門は、クリーン生産促進についての組織化と当該地区の調整の責任を負う。県以上の地方人民政府の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督の行政主管部門は、各々の職責に応じてクリーン生産を促進する。

第六条 クリーン生産に関わる科学研究、技術開発及び国際協力、組織的宣伝、クリーン生産の知識の普及、生産技術の推進等については国が奨励する。

社会団体及び公民が参加するクリーン生産に関わる宣伝、教育、実施及び監督については国が奨励する。

第二章 クリーン生産の推進

第七条 国務院は、クリーン生産の実施に有利な財政、税収に関する政策を策定しなければならない。

国務院及び関連する行政主管部門と省、自治区、直轄市人民政府は、クリーン生産に有利な産業政策あるいは技術開発、普及政策を定めなければならない。

第八条 県以上人民政府の経済貿易行政主管部門は、環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利等の関連行政主管部門と協力し、クリーン生産を推進するための計画を策定しなければならない。

第九条 県以上の地方人民政府は、行政区域内の経済発展を計画し、産業構造の調整、循環経済の発展、資源の効率利用と循環使用するために企業と共同制作する。

第十条 国務院と省、自治区、直轄市人民政府経済貿易、環境保護、計画、科学技術、農業等の関連行政主管部門は、これから社会向けにクリーン生産するために相談センターと技術提供窓口を設置する方針である。

第十一条 国務院経済貿易行政主管部門はと国務院行政主管部門と環境保護、農業、建設等の関連部門と共同にクリーン生産の技術指導マニュアルの編集と指導を施行する。

第十二条 資源の浪費と環境の汚染防止ができない企業に対して、国家国務院経済貿易行政主管部門と国務院行政主管部門は、共同して発表限定期間内に淘汰し、生産技術、設備及び商品の名簿を策定する。

第十三条 国務院行政主管部門は、必要によって、省エネルギー、節水、廃棄物再生利用など環境と資源保護方面の商品を表し、国家规定によって設定する。

第十四条 県以上人民政府科学技術行政主管部門と関連行政主管部門は、クリーン生産技術と環境資源保護のため、開発及び生産技術の提供を支持する。

第十五条 国務院教育行政主管部門は、クリーン生産技術と管理など普及のために学校の教材にも組み入れる予定である。

県以上人民政府関連行政主管部門は、クリーン生産の宣伝と教育を行い、国家公務員、企業経営管理者と公衆的なクリーン生産の意識を高める。

新聞、メディアなどに関連会社団体は、クリーン生産の宣伝を支持する。

第十六条 各級人民政府は、省エネルギー、節水、廃棄物の再利用など環境にやさしい資源保護の商品を先に採用する方針とする。

各級人民政府の宣伝を通して、公衆に省エネルギー、節水、廃棄物の再利用、環境にやさしい、資源保護等の商品として買うように進める。

第十七条 省、自治区、直轄市人民政府環境保護行政主管部門は、当地汚染物の排出情報、排出の量など規定以内かどうかに対して厳しく監督し、汚染限量を超える企業は同地のメディアを使って社名を公表する。

第三章 クリーン生産の施行

第十八条 これから開発する項目は、環境への影響面を考えて、原料使用、資源総合利用及び汚染物の発生と処置などを分析し、資源利用率及び汚染物が少ない商品を優先に開発または採用する。

第十九条 企業が改革するときには以下のクリーン生産を行う。

- (一) 有毒なもの、危害が大きい原料に代わり、無毒、無害あるいは低毒、低害の原料を使う。
- (二) 資源利用率が低く汚染物量が多い設備に代わり、資源利用率が高く汚染物量が少ない設備を使う。
- (三) 生産にあっては、廃棄物、排水と排熱等を综合利用または循環使用する。
- (四) 国家また地方の汚染物排出標準と汚染物排出の総量以内の汚染防止技術をもつ。

第二十条 商品の梱包物を設計するとき、人類の健康に対して害があるか、環境に影響が出るか、無害の原材料であるかを優先して考慮し、また再利用できる材料を利用する。

第二十一条 大型電機設備、運輸工具及び国務院経済貿易行政主管部門指定的商品の企業は、国務院標準化行政主管部門また関連部門の技術提供に従って、商品本体に商品材料標準成分を明記する。

第二十二条 農業生産者は、科学的な化学肥料と農薬の飼料添加物を使い、これまでの養殖技術を改革して、農産物の品質を向上させ、無害と農業生産廃棄物の資源化、農業環境の汚染を防止する。

有害、有毒な廃棄物を肥料として使うこと、または開墾することを禁止する。

第二十三条 サービス業の企業は省エネルギー、節水、環境にやさしい技術と設備を導入し、資源の無駄使い、環境汚染の消費品を使わないようにする。

第二十四条 建設業は省エネルギー、節水等環境にやさしいことと資源の保護を考えて建設方案を設計する。

建設の内装材料は、必ず国家基準のものを使い、有害材料の生産と販売を禁止する。

第二十五条 鉱物資源の採掘は環境保護と汚染防止を考えて行う。

第二十六条 企業は生産活動において廃棄物を出す場合には自社にて処分するか、また他の企業に提供して処分するか、個人利用するかして廃棄物を処理する。

第二十七条 生産と販売の商品が強制回収目録に入っている場合は、その商品と梱包物を必ず梱包した後の商品に対して回収する。

強制回収の商品また梱包物の目録と具体的な内容は、国務院経済貿易行政主管部門が規定する。

強制回収の目録に入っている商品と梱包物に対して、県以上地方人民政府経済貿易行政主管部門が監督及び定期検査する。その結果はメディアを通して公表する。具体的な方法については、国務院経済貿易行政主管部門が規定する。

第二十八条 企業は生産とサービスの提供中に、資源の消費及び廃棄物の発生等の状況を分析し、場合によっては生産とサービスの提供に対してクリーン生産を審査する。

汚染物の排出について国家と地方の基準排出量以上の場合は、地方人民政府が企業に対してクリーン生産を実行する。

有害原料を使って生産する企業、または生産中に有害物を排出する企業に対して、定期的にクリーン生産を審査し、その審査の結果は現地県級以上地方人民政府環境保護行政主管部門と経済貿易行政主管部門に提出する。

クリーン生産審査方法については国務院経済貿易行政主管部門と国務院環境保護行政主管部門が規定する。

第二十九条 汚染廃棄物の排出は、国家と地方規定の排出以内の場合は、現地の地方経済貿易行

政主管部門と環境保護行政主管部門と協力して、汚染物と排出量の減少の結果は、当地のメディアを使って公表する。

第三十条 企業は自らの意思の原則と国家環境の管理体系の決まりによって、国家認証認可監督管理部門に認証申請し、環境管理体系の認証を通過してクリーン生産の水準を高くする。

第三十一条 本法律第十七条規定により、汚染がひどい企業に対して國務院環境保護行政主管部門は汚染廃棄物の廃棄状況を公表し、公衆から監督する。

第四章 推進の奨励

第三十二条 国家はクリーン生産の顕彰制度を設立する。クリーン生産の成績がよい企業に対して人民政府はこれを表彰する。

第三十三条 クリーン生産の研究また規範企業に対して地方人民政府から技術資金が提供される。

第三十四条 中小企業資金の支援の中にもある程度の資金を使って中小企業のクリーン生産を支持する。

第三十五条 廃棄物生産商品と廃棄物中から原料回収の企業に対して、税務署から国家规定により、付加価値税の減少または免除をする。

第三十六条 企業のクリーン生産の審査費用または教育費用は、企業経営コストに含める。

第五章 法律責任

第三十七条 本法律の第二十一条の規定を違反する場合、商品材料の成分の表記が未記入である場合、また実際と違う成分が記載されている場合は、県以上地方人民政府技術監督行政主管部門から期限限定で改正を要請する。拒否の場合は五万元以下の罰金を科す。

第三十八条 本法律第二十四条の規定を違反する場合、建築や内装材料を生産または販売した商品の有害物の質が国家基準を超える場合は、商品質量法と民事、刑事法律の規定により行政、民事、刑事の法律責任を負う。

第三十九条 本法律第二十七条（一）の規定を違反する場合、商品または梱包物の回収をしない企業に対して県以上地方人民政府経済貿易行政主管部門から限定期限で改正を要請する。

拒否の場合は十万元以下の罰金を科す。

第四十条 本法律第二十八条（三）の規定を違反する場合、
クリーン生産の審査を不申請または審査結果を偽造する場合は、県以上の地方人民環境保護行政
主管部門から期限限定で改正を要請する。拒否の場合は十万元以下の罰金を科す。

第四十一条 本法律第三十一条の規定を違反する場合、
汚染物排出を公表しない、または汚染排出物の公表と事実が一致しない場合は、県以上地方人民
政府環境保護行政主管部門から公表すると同時に十万元以下の罰金を科す。

第六章 付則

第四十二条 本法律は二〇〇三年一月一日から執行する。

参考資料3

電子情報製品汚染防止管理規則（案） 和訳

第一章 総則

第一条 電子情報製品による汚染防止とその管理を根本的に強化するために制定するものである。電子情報製品は廃棄後に環境汚染と公害をもたらす。クリーン生産と関連業種の持続的発展を実現し、更に人類の生命、健康と財産、安全を保障するため、《中華人民共和国クリーン生産促進法》（以下、単に《クリーン生産促進法》と称す）、《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法》（以下、単に《固体廃棄物防治法》と称す）、並びにその他法律、関連法規法律、本規則の制定により資源の利用効率を上げる。

第二条 本規則でいう電子情報製品には電子レーダー製品、電子通信製品、テレビ、コンピューター、家庭用電子製品、測量メーター等の電子製品、電子専用製品、電子製品の部品、電子応用品、電子材料を含む。

情報産業部は、必要に応じて商務部、国家質量監督検査検疫総局、国家環境保護総局、国家工商行政管理総局と共同して適時、本規則を活用し電子情報製品の重点管理目録の調整、頒布を行う。

本規則でいう“電子情報製品生産者”とは中華人民共和国内で生産、販売、輸入に携わる全ての電子製品生産企業と個人を指す。

第三条 本規則は中華人民共和国内の電子情報製品生産、販売と輸入行為に携わる者に適用されるが、製品の直接輸出や時代遅れの電子情報製品の販売行為については適用除外とする。

第四条 情報産業部は《クリーン生産促進法》、《固体汚染防治法》等の法律、法規に基づき、電子情報製品による汚染防止政策を進め、汚染防止を奨励し、電子情報製品による汚染防止のための科学研究、技術開発と国際協力を支持し、組織的に広報活動を行いながら電子情報製品の汚染防止知識を普及させ、全業種の環境保護意識を高め、電子情報製品による汚染の防止技術、資源の総合利用、環境保護と改善の意義を普及させる。

第五条 各級の情報産業主管部門は電子情報製品による汚染防止管理をその職責としなければならない。各級の商務、環境、工商行政管理、品質監督検査検疫、税関等の関連主管部門は各自の職責範囲に応じて電子情報製品の生産、輸入、販売に対する監督管理責任を果たす。

第六条 各級の情報産業主管部門は電子情報製品による汚染防止と関連の活動において顕著な成績を収めた企業と個人を表彰し、奨励する。

第七条 情報産業部は、新型の環境保護型電子情報製品の研究開発並びに製造を積極的に行う企業に対してその生産、発展を期すための相応の基金を用意する。

第二章 電子情報製品による汚染防止

第八条 電子情報製品は環境保護と人類の健康に与える影響を考慮して設計されなければならない。技術開発により無毒、無害とし、あるいは毒性や害を低く抑え、分解とリサイクルが容易な方策を迫及しなければならない。

第九条 電子情報製品の生産者(以下、単に生産者と称す)はその生産工程において資源の利用効率を高め、回収処理を容易にし、環境保護に有効な材料と技術を採用しなければならない。

第十条 電子情報製品の包装は無毒、無害なもの、リサイクルが容易な材料を採用しなければならない。又、包装の材料成分を明確にしなければならない。

第十一条 生産者は電子情報製品中の鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)及びその他有毒有害物質の含有量を減らすか、あるいは淘汰するよう措置を講じなければならない。有毒有害物質を完全に淘汰することが出来ない場合でも国家標準の関連規定を超えてはならない。

情報産業部は、商務部、国家質量監督検験検疫総局、国家環境保護総局、国家工商行政管理総局と共同して、電子情報製品における有毒有害物質の淘汰期限を制定し、頒布する。

第十二条 上記の有毒有害物質に対して国家質検部門は情報産業部と共同して重点管理目録中の電子情報製品の検査標準を制定、頒布する。

第十三条 市場に流通する電子情報製品に対し、有毒有害物質の名称と含有量を明記し、製品の回収利用可否のラベルを付ける。製品が小さいために製品上に明記出来ない場合は、包装や説明書に明記する。

回収利用可否のラベルは、完全リサイクル可、部分リサイクル可とリサイクル不可の3種類に分ける。情報産業部は、単独あるいは国家関連部門との共同によりラベル様式に関する統一規定を設ける。

第十四条 生産者は自らが生産した電子情報製品に安全使用期限を明記し、説明書の中でその詳細説明を行う。情報産業部は、単独あるいは国家関連部門との共同により安全使用期限の表記方式に関する統一規定を設ける。

第十五条 生産者は製品の型式を定めた時点で電子情報製品の安全使用期限に関する目録を情報産業部に提出し、報告しなければならない。

情報産業部は報告を受けた目録を公開する。

第十六条 生産者は製品使用後の回収、処理、再利用について責任を持つこととする。

第十七条 電子情報製品の生産者あるいは輸入者が、製品上に製品の原産地を明記しなければならない。

第十八条 電子情報製品の販売にあたっては、国家が規定する標準に見合わない製品を取扱うことがないよう厳格に仕入を管理しなければならない。

第三章 管理監督

第十九条 各級の情報産業主管部門は環境保護、工商行政管理、質量監督檢驗檢疫部門等の部門と連絡を取り合い、電子情報製品と生産者に対する検査状況を把握することが出来る。

第二十条 電子情報製品により汚染を引起こした企業と個人は全て検挙され告訴され得る。

第二十一条 第十一条、十三条、十四条と十八条の規定に違反する生産者に対し、各級の品質監督検査檢疫、工商行政管理、情報産業の主管部門はそれぞれの職責に応じてそれを処罰する。

第二十二条 電子情報製品の輸入申告において、輸入者が第十一条、十三条、十四条、十七条の規定に違反する場合、商務部は輸入許可を与えず、税関は検査を行わない。

第二十三条 第二章の関連規定に違反した場合、3年間、発展を期す関連基金の申請を受けない。

第二十四条 政府関係者は職権を濫用し、深刻な場合、私情に囚われて不正をすることもある。本規定に対する違反行為を放任したり、かくまったり、あるいは本規定の違反者の幫助を行うと法により警告される。さらに、その不正行為が記録に残るばかりでなく公職を解かれるといった行政処分がなされ、犯罪であれば法により刑事責任を追及される。

第四章 付則

第二十五条 本規定の解釈は情報産業部が責任を負う。

情報産業部

中国語原文：电子信息产品污染防治管理办法（征求意见稿）

第一章 总则

第一条 为了从源头加强电子信息产品污染防治管理，减少电子信息产品废弃后对环境造成的污染和其他公害，实现产品清洁生产 and 行业可持续发展，保障人类生命健康和财产安全，提高资源利用

效率，根据《中华人民共和国清洁生产促进法》（以下简称《清洁生产促进法》）、《中华人民共和国固体废物污染环境防治法》（以下简称《固体废物防治法》）以及其他法律、法规的有关规定，制定本办法。

第二条 本办法所称**电子信息产品**包括**电子雷达产品、电子通信产品、广播电视产品、计算机产品、家用电子产品、电子测量仪器产品、电子专用产品、电子元器件产品、电子应用产品、电子材料产品**。

信息产业部根据需要，会同**商务部、国家质检总局、国家环保总局、国家工商总局**适时调整并发布适用本办法的**电子信息产品重点监管目录**。

本办法所称“**电子信息产品生产者**”指在中华人民共和国境内从事**生产、销售、进口**所有**电子信息产品**的**单位**或**个人**。

第三条 本办法适用于在中华人民共和国境内从事**电子信息产品的生产、销售和进口**的行为，但不包括**直接为出口而生产电子信息产品的行为**，以及**销售**注明了原始生产者的**电子信息产品的行为**。

第四条 信息产业部依据《清洁生产促进法》、《固体废物防治法》等法律、法规的规定，制定有利于**电子信息产品污染防治**的政策措施，鼓励、支持**电子信息产品污染防治**的科学研究、技术开发和国际合作；**组织宣传、普及电子信息产品污染防治知识**，提高全行业**环境保护意识**；推广**电子信息产品污染防治技术**，**综合利用资源**，**保护和改善环境**。

第五条 各级**信息产业主管部门**应将**电子信息产品污染防治管理工作**纳入**职责范围**。各级**商务、环保、工商行政管理、质量监督检验检疫、海关**等有关主管部门按照各自的**职责范围**，对**电子信息产品的生产、进口、销售**履行**监督管理职责**。

第六条 各级**信息产业主管部门**可以对在**电子信息产品污染防治工作**以及**相关活动**中做出**显著成绩**的**单位和个人**，**给予表彰和奖励**。

第七条 信息产业部可以对**积极开发、研制新型环保电子信息产品**的**单位**给予相应的**生产发展基金支持**。

第二章 电子信息产品污染防治

第八条 **电子信息产品的设计**应当考虑其**对环境**和**人类健康**的影响，在保证**工艺要求**的前提下，应当**选择无毒、无害或低毒、低害、易于降解和便于回收利用**的方案。

第九条 **电子信息产品生产者**（以下简称**生产者**）在**生产过程中**，应当采用**资源利用率高、易回收处理、有利于环保**的材料、**技术和工艺**。

第十条 **电子信息产品的包装物**应当采用**无毒、无害、易降解和便于回收利用**的材料，并在**包装物上**注明**材料成分**。

第十一条 生产者应当采取措施逐步减少并淘汰电子信息产品中铅、汞、镉、六价铬、聚合溴化联苯（PBB）、聚合溴化联苯乙醚（PBDE）及其它有毒有害物质的含量；对于不能完全淘汰的，其有毒有害物质含量不得超过国家标准的有关规定。

信息产业部会同商务部、国家质量监督检验检疫总局、国家环保总局、国家工商总局统一制定、调整并发布电子信息产品淘汰期限。

第十二条 国家质检部门会同信息产业部统一制定、发布和执行列入重点监管目录中的电子信息产品的检测标准。

第十三条 投放到市场的电子信息产品必须注明有毒有害物质的名称、含量以及产品可否回收利用的标志。由于产品体积或功能的限制，不能在产品上注明的，可以在产品包装上或说明书中注明。

可否回收利用的标志分为完全可回收利用、部分可回收利用和完全不可回收利用三类。标志的样式和方式由信息产业部或会同国家有关部门统一规定。

第十四条 生产者必须在其生产的电子信息产品上注明安全使用期限，并在产品说明书中给予详细说明。安全使用期限的标注样式和方式由信息产业部或会同国家有关部门统一规定。

第十五条 生产者应当在产品定型时，将其生产的电子信息产品安全使用期限目录及时报信息产业部备案。

信息产业部将备案目录统一向社会发布。

第十六条 生产者应当承担其产品废弃后的回收、处理、再利用的相关责任。

第十七条 为生产配套而进口电子信息产品的生产者，应当要求供应商在进口的电子信息产品上注明原产地。

第十八条 从事电子信息产品销售的生产者应当严格进货制度，不得销售有毒有害物质含量不符合国家规定标准的电子信息产品。

第三章 监督管理

第十九条 各级信息产业主管部门可以联合环保、工商行政管理、质量监督检验检疫等部门就本办法执行情况对电子信息产品及生产者进行检查。

第二十条 任何单位和个人有权对造成电子信息产品污染的单位或个人进行检举和控告。

第二十一条 各级质量监督检验检疫、工商行政管理、信息产业主管部门根据各自的职责范围对违反本办法第十一、十三、十四、十八条规定的生产者进行处罚。

第二十二条 申报进口的电子信息产品违反本办法第十一、十三、十四、十七条规定的，商务部不予批准进口，海关不予验放。

第二十三条 违反本办法第二章有关规定的，三年内不受理其有关发展基金的申请。

第二十四条 政府工作人员滥用职权，造成严重后果的，徇私舞弊，纵容、包庇违反本办法规定行为的，或者帮助违反本办法规定的当事人逃避查处的，依法给予警告、记过直至开除公职的行政处分；构成犯罪的，依法追究其刑事责任。

第四章 附则

第二十五条 本办法由信息产业部负责解释。

信息产业部

参考資料4

2003年第115号 和訳

原料として利用可能な廃棄物（以下、原料用スクラップと称す）の監督管理強化、我が国（中国）の環境衛生保護、健康と健全な農業生産を確保するため、《中華人民共和国輸出入商品検査法》の関連規定に基づき、国家質量監督検閲検疫総局（以下、国家質検総局と略す）は、中国本土への原料スクラップの輸出企業（以下、単に輸出企業と称す）に対して臨時登記管理措置を採った。この登記措置の要件は以下のとおり。

1. 2004年1月1日から国家質検総局は、輸出企業の登録申請の受付を開始した。2004年7月1日より、未登録企業に対し、原料スクラップの輸入の差し止めを行う。すなわち、国家質検総局認定の検査機構は、未登録企業の検出証（検査申請書）を受理せず、輸入港においては検査検疫機構がその検査申込を受理しない。

2. 登録に際し、輸出企業は次の条件を満たさなければならない。

- ①企業は、輸出元の国家(地区)の法律法規を遵守していること。
- ②確定した事務所及び現場を持ち、事業規模が一定以上であること。
- ③中国の環境保護技術法規と関連環境保護標準を熟知し、適切に対応できていること。実際に相応の基礎設備を要し、経験と能力を備えていること。
- ④相応の品質保証システムあるいは相応の環境品質管理システムの認証資格を持っていること。
- ⑤安定した原料スクラップ供給源を有し、環境保護管理ができること。
- ⑥直近3年以内に重大な安全、衛生、環境品質面において問題を引き起こしていないこと。

3. 国家質検総局に登録申請時には、輸出企業は以下の書類・資料を提出しなければならない。

- ①《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録申請書》（付録1）
- ②商業登記簿(コピー)
- ③環境品質保証システムに関する証書あるいは資格認定証
- ④貨物の基本供給源と環境保護管理措置を記載した説明資料
- ⑤直近3年の中国へ輸出した原料スクラップに関わる安全、衛生、環境保護、貨物品質に関する状況と関連根拠の証明資料
- ⑥国家質検総局が要求するその他関連資料

4. 審査の結果、要求に見合えば、国家質検総局は《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録申請受理通知書》（付録2）を発行する。要求に見合わない場合、5日以内に申請人は、関連資料を補正しなければならない。この期限を過ぎても補正出来ない場合は、申請撤回とみなされる。審査が通らず、申請受理出来ない場合は、申請人に受理しない旨が説明される。

5. 国家質検総局は、《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録申請受理通知書》を発行後、3ヶ月以内に《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録現場考査細則》に基づ

き審議員を組織し、考査を行う。

審査状況に応じて現場考査が不要な場合、審議員は資料による審議を行う。

審議員は国家質検総局に審議に関する報告を行う。

6. 国家質検総局が審査し、規定条件に合致すると判断すれば登録を行い、臨時登録証書を頒布する。そして臨時登録番号を付与する。審査に不合格であれば、不合格通知書を発行する。

7. 登録証書の有効期限は2年、満期時は延長申請をする。申請人は、満期の3ヶ月前に国家質検総局に延長申請を提出しなければならない。

8. 登録証を得た企業は、その登録証に基づき船積前検査を申請する。輸入港の検査検疫機構は臨時登録済み企業からの原料スクラップの輸入申請を受理し、その後、国家質検総局が認可した検査検疫機構が船積前検査を行う。一方、未登録の企業に対しては申請を受理しない。また、輸入港の検査検疫機構が、原料スクラップの検査を行った際、貨物が安全、衛生、環境保護の面において不合格と判定した場合、検査不合格の状況と該当企業とを国家質検総局に速やかに報告する。

9. 港の検査検疫機構の検査で、輸入貨物が安全、衛生、環境保護の面で不合格とされた場合、規定により貨物を返送しなければならない。輸出企業は、中国の国家関連部門と共同して貨物の返送手続きを行わなければならない。

10. 国家質検総局の関連組織が、現場考査を行う場合、臨時登録申請をした輸出企業は、考査が円滑に行われるように協力しなければならない。

11. 港、マカオ、台湾地区の原料スクラップの輸出企業に対する臨時登録と管理も当公告を基に実施する。

付録：1. 《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録申請書》（訳は省略）

付録：2. 《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登録申請受理通知書》（訳は省略）

付録：3. 《輸入原料スクラップに関する国外供給企業臨時登記証書》（訳は省略）